

①学校名:	獨協医科大学 大学(私立)	②所在地:	栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880				
③課程名:	感染管理認定看護師教育課程 (特定行為研修を組み込んでいる教育課程)	④正規課程/ 履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤開設年月日:	令和4年4月1日		
⑥責任者:	獨協医科大学 地域共生協創センター センター長 金子 昌子	⑦定員:	15名	⑧期間:	1年間		
⑨申請する課程の目的・概要:	感染管理分野において、①個人、家族及び集団に対して、医療関連感染予防のための高度な管理力、並びに高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践できる能力②看護実践を通して看護職に対し指導を行える能力③看護職等に対しコンサルテーションを行える能力④多職種と協働しチーム医療のキーパーソンとしての役割を果たせる能力を育成する。 本課程は、公益社団法人日本看護協会が提示する感染管理認定看護師教育基準カリキュラムに基づき、講義(対面授業、e-learning)、演習、及び実習(臨地実習を含む)等で構成する。						
⑩10テーマへの該当	⑪履修資格:	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校卒業以上であること ・日本国の看護師免許を有すること ・看護師免許を取得後、実務研修を通算5年以上有すること ・感染管理に関わる活動実績(感染対策委員会、ICT、リンクナース等)を通算3年以上有すること ・感染予防・管理等において自身が実施したケア等の改善実績を1事例以上有すること 					
⑫対象とする職業の種類:	看護師						
⑬身に付けることのできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能)		(得られる能力)				
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び地域の医療関連感染の予防・管理システムの構築のための知識、技術 ・医療関連感染の予防と管理に関する科学的根拠を評価し、ケアの改善に活用するための知識、技術、能力 ・医療関連感染サーベイランスの立案・実施・評価のための知識、技術 ・身体所見を病態判断し、感染兆候がある者に対する薬剤の臨時的投与ができる知識、技術、能力 ・多職種と協働し、実践・指導・相談ができる知識、技術 		<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び地域の状況を評価し、医療関連感染予防・管理システムを組織的かつ戦略的に構築し、推進することができる能力 ・施設の状況にあわせた医療関連感染サーベイランスを実践できる能力 ・感染リスクの高い患者あるいは感染兆候のある患者を多角的に捉え、臨床推論力と病態判断力に基づいた実践により、感染症の進行や重症化を予防し、回復を促進することができる能力 ・感染管理分野において役割モデルを示し、看護職への指導、看護職等へのコンサルテーションを行うことができる能力 ・より質の高い医療を推進するため、職種と協働し、チーム医療のキーパーソンとして役割を果たすことのできる能力 ・医療等を提供する場で働くあらゆる人々や患者とその家族に対し、倫理的配慮を行いながら医療関連感染予防と管理、抗菌薬の適正使用等における実践ができる能力 				
⑭教育課程:	感染管理認定看護師教育基準カリキュラム(B課程)に定める教科目801時間(共通科目380時間・認定看護分野専門科目195時間・特定行為研修区分別科目61時間・統合演習・臨地実習165時間)をベースに、本学独自のカリキュラムを追加した講義・演習・実習などを通して、感染管理看護に関する専門的知識と特定行為2区分を修得し、高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践し、看護職等の相談・指導に対応できる能力を修得させる。 ※教科目801時間は、みなし時間を採用し45分/1時間のため、60分/1時間換算では600.75時間となる。						
⑮修了要件(修了授業時数等):	感染管理認定看護師教育基準カリキュラムに定める教科目(共通科目・認定看護分野専門科目・特定行為研修区分別科目・統合演習・臨地実習)の全授業時間数の5分の4以上を履修したものに限り、修了評価を受けることができる。修了評価は筆記評価により行い、60%以上の成績を修めることで合格とする。その後、教育委員会の議を経て運営委員会での最終判定により教育課程修了が承認される。						
⑯修了時に付与される学位・資格等:	<ul style="list-style-type: none"> ・感染管理認定看護師教育課程修了証書 ・看護師特定行為研修(栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連・感染に係る薬剤投与関連)修了証書 ・特定行為研修修了書 ・特定行為研修において患者に対する実技を行う実習内容に関する証明書 						
⑰総授業時数:	614.5 時間	⑱要件該当授業時数:	381	該当要件	双方向実務家実地	⑲要件該当授業時数 / 総授業時数:	62 %

⑳成績評価の方法:	履修認定及び成績評価を受けるには、当該科目の全授業時間数の5分の4以上の履修を求め、筆記評価で60%以上の得点を修める。実習については、評価表に基づき、当該実習の目標達成度を実習担当教員が確認し評価する。修了評価は筆記評価により行い、80%以上の成績を修める。
㉑自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定めのある評価を実施する。また、授業評価アンケートを実施し、認定看護師教育課程の運営に係る教育委員会、運営委員会で評価を行う。また、その評価結果は、インターネット等の広く周知を図ることのできる方法によって公表する。
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	本教育課程の修了に当たり、認定看護師として必要な要件を満たしているかの修了判定を筆記評価で実施し、80%以上の得点を修め、教育委員会で判定、運営委員会で承認を受けた者を合格とする。また、日本看護協会が実施する認定看護師認定審査に不合格になった者に対しては、合格するまで継続的に支援を行う。
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	<p>(教育課程の編成)</p> <p>入学試験に関する事項を審議する入試委員会、教育内容及び研修生に関する事項を審議・検討する教育委員会、本課題の目的を達成するための全体的な運営を担う運営委員会を組織して、入試委員会及び教育委員会にそれぞれ学外の有識者を委員として参画させ、企業等の意見を取り入れながら教育課程を編成している。</p> <p>(自己点検・評価)</p> <p>入試・選抜方法や教育課程の編成等に関する委員会(入試委員会、教育委員会、運営委員会)を組織して、入試委員会及び教育委員会にそれぞれ学外の有識者を委員として参画させることで、自己点検・評価を実施している。</p>
㉔社会人が受講しやすい工夫:	集中講義、本学実習、職業実践力育成プログラムの活用(計画)
㉕ホームページ:	https://dept.dokkyomed.ac.jp/dep-m/ccc/career/